

高松市監査委員告示第10号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年4月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)


(令和3年4月30日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.4.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	指摘	【重点】 「行政財産使用許可申請書」の申請日や使用期間が鉛筆書きになっているものや、修正跡が見られるもの	P24	都市整備局	道路管理課	R3.3.22
2				指摘	【重点】 「行政財産使用許可台帳」の許可期間の欄について、開始年月日の記載がなく、終了年月日のみ記載されているもの	P24			
3				指摘	【重点】 「公有財産返還届」が提出されたにもかかわらず新たに「行政財産使用許可台帳」が作成されたことにより、不要な台帳があるもの	P24			
4				指摘	【重点】 適正な契約手続について	P33			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

(3) 契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがあることから、平成31年度の定期監査においては、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかに主眼を置き、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	「行政財産使用許可申請書」の申請日や使用期間が鉛筆書きになっているものや、修正跡が見られるもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月22日
所管課等	都市整備局 道路管理課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月以降、課内回覧での報告や業務マニュアルへの記載などを通じて、再発防止に努め、以降、適正に事務を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	「行政財産使用許可台帳」の許可期間の欄について、開始年月日の記載がなく、終了年月日のみ記載されているもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月22日
所管課等	都市整備局 道路管理課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月以降、「行政財産使用許可台帳」に未記載であった開始年月日を記載するとともに、課内回覧での報告や業務マニュアルへの記載などを通じて、再発防止に努め、以降、適正に事務を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	「公有財産返還届」が提出されたにもかかわらず新たに「行政財産使用許可台帳」が作成されたことにより、不要な台帳があるもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月22日
所管課等	都市整備局 道路管理課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月以降、不要な台帳を削除するとともに、課内回覧での報告や業務マニュアルへの記載などを通じて、再発防止に努め、以降、適正に事務を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	適正な契約手続について		
指摘の内容	契約手続においては、事務の透明性、公平性を確保し、説明責任を果たせるよう法令等を遵守し、適正に執行されたい。		
公表文該当 ページ	P33		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月30日
所管課等	創造都市推進局 市場管理課施設整備室
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和2年6月に、施設整備室の定例会において、管理職員を含めた全職員に、契約事務における関係法規の遵守と適正な事務処理について、周知徹底を図った。</p> <p>また、令和2年度から、消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載する旨を見積徴取通知書に明記し、業者に対して周知することとした。</p>